

○厚生労働省令第百二十三号

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十三条の四第二項、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十三条第二項、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九條の四の四第三項、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二十二條の三第十項、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の三第十項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十六條の四第二項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十一日

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>第百九条の十一 (略)</p> <p>2 保険者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。</p>	改 正 前
-------------	--	-------------

(船員保険法施行規則の一部改正)

第二条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>第百九条 (略)</p> <p>2 協会は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。</p>	改 正 前
-------------	--	-------------

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第三条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>第百九条 (略)</p> <p>2 市町村又は組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、申請者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書(令第二十九條の四の二第一項第三号に掲げる額に関する証明書を除く)を交付しなければならない。ただし、第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p>	改 正 前
-------------	---	-------------

厚生労働大臣 根本 匠

（介護保険法施行規則の一部改正）
第四條 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

5	1～6 (略) 3・4 (略) 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。	1～6 (略) 3・4 (略) （新設）
---	---	----------------------------

改正後

（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） 第八十三條の四の四 (略)		（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） 第八十三條の四の四 (略)	
7	1～3 (略) 4 当該被保険者の基準日（令第二十二條の三第二項第一号に規定する基準日をいう。第三項において同じ。）に加入していた医療保険者（法第七條第七項に規定する医療保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）をいう。以下この条において同じ。）の名称及び所在地 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書（略）を交付しなければならない。ただし、第六項に規定する場合には該当するときは、この限りでない。	6	1～3 (略) 4 当該被保険者の基準日（令第二十二條の三第二項第一号に規定する基準日をいう。第三項において同じ。）に加入していた医療保険者（法第七條第七項に規定する医療保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）をいう。第三項において同じ。）の名称及び所在地 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書（略）を交付しなければならない。
6	3～5 (略) 第一項の申請書は、医療保険者を経由して提出することができる。	3～5 (略) （新設）	

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）
第五條 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後

（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） 第八十三條の四の四 (略)		（高額医療合算介護サービス費の支給の申請） 第八十三條の四の四 (略)	
7	1～3 (略) 4 当該被保険者の基準日（令第二十二條の三第二項第一号に規定する基準日をいう。第三項において同じ。）に加入していた医療保険者（法第七條第七項に規定する医療保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）をいう。以下この条において同じ。）の名称及び所在地 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書（略）を交付しなければならない。ただし、第六項に規定する場合には該当するときは、この限りでない。	6	1～3 (略) 4 当該被保険者の基準日（令第二十二條の三第二項第一号に規定する基準日をいう。第三項において同じ。）に加入していた医療保険者（法第七條第七項に規定する医療保険者及び高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）をいう。第三項において同じ。）の名称及び所在地 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書（略）を交付しなければならない。
6	3～5 (略) 第一項の申請書は、医療保険者を経由して提出することができる。	3～5 (略) （新設）	

改正前

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)
 第六條 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第二百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等) 第七十條の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等) 第七十一條の十 (略)</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。ただし、第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。</p>	<p>(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等) 第七十條の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等) 第七十一條の十 (略)</p> <p>2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。</p> <p>一 一六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○財務省告示第二百六十六号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五條第十一項の規定に基づき、平成三十年九月三日に発行した利付国債の発行条件等をおり告示する。

平成三十年十月十一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 石田 真敏

- 一 名称及び記号 利付国庫債券(二年)(第三百九十二回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十七條第一項
- 三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であること、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行」という。))

- 五 募入決定の方法
 - イ 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
 - ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
- 六 発行額
 - イ 価格競争入札発行 額面金額で一兆七千四百八十五億円
 - ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 額面金額で三千五百一十億円
 - ハ 国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行 額面金額で二千七十九億円
- 七 払込金額
 - イ 価格競争入札発行 一兆七千五百五十九億三千百一十二万五千円
 - ロ 国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行 三千五百二十五億九千二百一十七万五千円
 - ハ 国債市場特別参加者・第II非価格競争入札発行 二千八十七億八千三百五十七万五千円